

# 兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第25号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員訓令	ページ
○ 兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令	1
監査委員告示	
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程	1

## 監査委員訓令

### 兵庫県監査委員訓令第1号

事務局

兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

兵庫県代表監査委員 四海達也

#### 兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局組織規程（昭和56年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条に次の1号を加える。

(ii) 内部管理評価報告書審査意見の提出に関すること。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 監査委員告示

### 兵庫県監査委員告示第1号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

兵庫県代表監査委員 四海達也

#### 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成17年兵庫県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例」に改める。

本則中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（兵庫県監査委員告示の廃止）

2 平成17年兵庫県監査委員告示第2号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続等）は、廃止する。